

平成 20 年 5 月 1 日より

戸籍の窓口での「**本人確認**」が法律上のルールになりました



戸籍は、結婚したことや離婚したこと、親子関係などが記載される大切なものです。そのような戸籍の証明書は、他人に不正に取得されないようにしなければなりません。

Q. どのようにルールが変わったの？

A. 戸籍の証明書を取得する要件や手続きなど厳しくなりました。

具体的には・・・

- ☆ 窓口に来られた方について、必ず**本人確認**を行います！
- ☆ 他人の戸籍（自分または配偶者以外、直系の親族の方ではない人の戸籍）の証明書を取得するには、
 - ① 自分の権利を行使したり、自分の義務を果たしたりするために戸籍の内容を確認する必要があること
 - ② 国または地方公共団体の機関に提出する必要があること①・②のような正当な理由を申請書に詳しく書くことが必要になります。
- ☆ 代理人については**委任状**などの書面により、代理権限の確認も行います。



Q. どのようにルールが変わったの？

A. 個人情報保護に十分留意するため、住民票の写し等の交付要件や手続きが厳しくなりました！

具体的には・・・

- ☆ 窓口に来られた方について、必ず**本人確認**を行います！
- ☆ 住民票の写し等の交付を請求できる場合を限定します！
請求できる場合とは、
 - ① 自分または自分と同一世帯にある方による請求（本人請求）
 - ② 国または地方公共団体の機関による請求（公用請求）

③ ①・②以外の方で住民票や記載事項を確認する正当な理由がある方による請求（自己の権利行使や義務を果たすために必要で、それを明らかにした場合など）

※ ②・③の場合は、申請書に正当な請求理由を詳しく記入することが必要です。また、請求理由を明らかにする資料の提示を求めています。

☆ 代理人については、委任状などの書面により、代理権限の確認も行います。（自分と同一世帯でない方の住民票は、たとえ親族の方の請求であっても委任状が必要で、住所が同じでも世帯分離をしている方は同一世帯ではないため、委任状が必要です。）

☆ 住民票の写しに記載されるのは、原則として氏名・生年月日・男女の別・住所などの基本情報のみです。それ以外の情報（本籍・筆頭者、世帯主・続柄の表示など）については①（本人請求）、②（公用請求）の場合の特別な請求があった場合にのみ交付します。

本人確認書類例

窓口では戸籍・住民票などの申請の際は本人確認をしています！

	1枚の提示で足りるもの（例）		2枚以上の提示が必要なもの（例）
証 明 書 の 種 類	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード 住民基本台帳カード（写真あり） 運転免許証 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降発行のもの） パスポート 宅地建物取引主任者証 外国人登録証明書 身体障害者手帳 療育手帳 戦傷病者手帳 海技免状 電気工事士免状 船員手帳 小型船舶操縦免許 国、地方公共団体の機関が発行した身分証明書 <p>など</p>	①	<ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳カード（写真なし） 年金証書（国民・厚生・共済・船員保険） 国民健康保険証、健康保険証 介護保険の被保険者証 <p>など</p>
		②	<ul style="list-style-type: none"> 法人が発行した身分証明書 学生証 年金手帳 名前、生年月日または顔写真入りの診察券 名前、住所入りの通帳 納税通知書（本人名義のもの） 公共料金の領収書（本人名義のもの） 市町村発行の住民票・戸籍（コピー不可） <p>など</p>

- ※ 2枚以上の提示が必要な本人確認書類の場合、①の中から2枚、もしくは①と②からそれぞれ1枚選んで窓口にご提示ください。
ただし、②から2枚選ぶことはできません。
- ※ 住民基本台帳カードの発行・更新は平成27年12月31日をもって終了しております。
有効期限を過ぎた場合、利用できなくなりますのでお気を付けください。
- ※ 有効期限のある本人確認書類については全て有効期限内のものをご準備ください。

☆ **戸籍の届出、転出・転入などの異動届出の際、本人確認を行います。**

なりすまし等の不正を防止する観点から、戸籍の届出（養子縁組、協議離婚、婚姻、協議離婚、認知の届出）や転出・転入などの異動届出の際は本人確認を行います。

第三者の方が転出・転入などの異動届出をするには事前に委任状が必要です。

偽り、その他の不正な手段で他人の戸籍・住民票の写し等の証明書を取得した人、虚偽の届出をした人に対しては、刑罰が科せられることとなります。

【関係法規】

戸籍法の一部を改正する法律・住民基本台帳法の一部を改正する法律
(平成20年5月1日施行)

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji150.html> (法務省ホームページ)

【問い合わせ先】

鹿角市役所 市民課 戸籍年金班 TEL 0186-30-0221